

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和8年3月23日

高知県競馬組合 管理者 合田 和穂

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	スタンド周辺外構改修（第2期）機械設備工事 （債機競第7-5号）
2 工事場所	高知県高知市長浜宮田2000番地
3 工事の概要	スタンド周辺外構改修（第2期）建築主体工事に係る機械設備工事 一式 ・空気調和設備 一式 ・換気設備 一式 ・衛生器具設備 一式 ・給水設備 一式 ・排水設備 一式 ・給湯設備 一式
4 工事日数（完成期限）	令和10年2月29日
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。
7 落札方式	価格競争
8 入札手続	建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法 （紙の入札書を入札箱に投かんする方法）
9 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和7年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	管工事
	等級	A等級
	総合点数	問わない
2 特定建設業許可の要件	指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上となる場合には、管工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。	
3 営業所の拠点	高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。	
5 配置予定技術者	次の要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。なお、請負代金が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用及び建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の5の規定の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。	
	資格等	<p>1 主任技術者は、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、管工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。</p> <p>3 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者（許可業種は問わない。）でないこと。</p>

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和8年4月2日（木）午後5時 （申請書等の受付は、上記期日までの土日祝日を除く。）
	提出先	高知県競馬組合 管理課（※第5）
	提出方法	持参
	掲載場所	以下のホームページに掲載する。 高知県競馬組合 https://www.keiba.or.jp/?cat=152 高知県農業振興部農業政策課 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/162201/
2 設計図書の閲覧方法	電子データ（PDFファイル等）を貸与する。貸与を希望する者は、別添の設計図書等貸出申込書に必要事項を記入のうえ、高知県競馬組合管理課（※第5）へ持参すること。	
3 設計図書等の提出先	下記メールアドレスあて送付すること。	

質疑		E-mail:mf@keiba.or.jp
	提出期限	令和8年4月8日(水)午後5時
	回答期限	令和8年4月13日(月)
4 入札日時 ・場所	日 時	令和8年4月17日(金)午前10時から
	場 所	高知県競馬組合 2階大会議室

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
入札書の投かんの際し、提出する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※持参又は郵送	1 配置予定技術者名簿(様式3)及びその挙証資料 2 配置予定技術者の重複について(様式4)(※該当する場合のみ) 3 令和7年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 4 独占禁止法の遵守に係る誓約書

第5 入札実施機関(問い合わせ先)

〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地
高知県競馬組合 管理課
電話 088-841-5123
FAX 088-841-5130
E-mail mf@keiba.or.jp

第6 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。
- この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。
- この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領(平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知)第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 工事費内訳明細書の提出
 - 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別

内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。(商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。)

② 工事費内訳明細書は、前項③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

6 本工事は、高知県週休2日促進工事实施要領（営繕工事編）における「発注者指定型」の対象工事である。

7 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下、「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合の要件については、特記仕様書の規定によるものとする。落札決定後、配置予定の専任特例2号による監理技術者が同要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しない場合がある。

8 工事の実施にあたり、高知県競馬組合が発注する他の工事受注者と工事間調整を行うこと。